

「ポーランド系少数者学校令」(1928. 12. 31) ;
「上シュレジエンに関する
[独・ポ] ジュネーブ協定」(1922. 5. 15) [抄]

小 峰 総一郎

「ポーランド系少数者学校令」(1928. 12. 31)

「ポーランド系少数者学校制度規整令」

(„Ordnung zur Regelung des Schulwesens für die polnische Minderheit [1928.12.31].“)

[送り状]

謹んで、同封のごとく、プロイセン内務省命令 (Verordnung) 複写をお送りいたします。

1928 年 12 月 31 日プロイセン内務省命令：

「ポーランド系少数者学校制度規整令」

ST. M. I. 15514/28, AIII O 3662/28

本令を、内務省報次号にてご公刊下さいますよう謹んでお願いいたします。

本官は、本令施行に関する詳細省令を留保しております。

文部大臣

ベッカー

プロイセン内務大臣 殿

(文部省令) AIII O50, UIII D. 1./29.

「ポーランド系少数者学校制度規整令」

(„Ordnung zur Regelung des Schulwesens für die polnische Minderheit [1928.12.31].“)

第1条 [本令の目的]

§1. [少数者]

以下の諸規定 (Bestimmung) の意味での少数者とは、自らをポーランド民族の下にあると自覚している共和国国民部分 (diejenige Volksteile des Reiches, die sich zum polnischen Volkstum bekennen) のことを謂う。

§2. [少数者所属表明の再審査禁止]

少数者に所属することの告白 (Bekanntnis) が、再審査されたり否認されたりすることがあってはならない。

教育権者が、少数者学校設置申請書提出に伴い、これに児童の名前を記載すること、ないしは [既存の] 少数者学校へ児童を学籍登録することは、この児童が少数者に属していることを十分に告白したものと考えられる。

第2条 [少数者国民学校]

§1. [ポーランド系私立少数者国民学校]

ドイツ国籍児童 (reichsdeutsche Kinder) で、ポーランド系少数者に所属する就学義務児童 — 彼らは同じ学校組合 (Schulverband) に居住するか、定期的通学が可能と見做しうる地域に居住する児童 — のために、ポーランド語を授業言語とする私立少数者国民学校の設立要求は承認されるものとする。但し、公立または私立少数者国民学校によって、少数者所属児童の就学がすでに十分に配慮されている場合を除くものとする。

§2. [ドイツ国籍未保持者]

ドイツ国籍でない児童 (nichtreichsdeutsche Kinder) の場合は、出自または言語 (Abstammung oder Sprache) によって、彼らがポーランド民族の下にあると証明されたとき、私立少数者国民学校通学が許可され得る。

§3. [就学義務]

少数者の児童は、私立少数者国民学校へ法定通り通学することによってでも、就学義務を満たし得るものとする。

§ 4. [校長, 教員]

私立少数者国民学校の設立, および運営の承認を得るためには, この人間 — 人間 [校長. 法人ではない] に承認が与えられる訳であるが — が, プロイセン邦教職就任資格 [die Befähigung zur Anstellung im preußischen Schuldienst = 免許状] を有していることが必要である。

承認はまた, これに照応するポーランド国教職資格 [entsprechende Befähigung im polnischen Schuldienst = 免許状] を有し, いかなる懸念, 取り分け技術的ないし倫理的懸念のない 1 教員 (男女) にも, 与えられ得るものとする。

かかる 1 教員 (男女) [ポーランド国免許状を有する] を任用するに当たっては, それ以上の学術的能力証明は不要である; これは言語的観点についても同様である。

校長 (Leiter) の他に, 更に業務に携わる教員 (男女 [複数]) に対しては, 校長と同一の教育資格諸規程 (Vorschrift) が適用されるものとする。

§ 5. [教室]

教室は, 安価な要求に対応しなければならない; その際には, 被教育者数も考慮に入れるものとする; 公立学校と同等の要求は, 一般的には求めないこととする。

学校の開校前に, 必要最低限の教材は用意しておかなければならない。

§ 6. [資金証明]

教育活動に必要な資金証明は, まず何よりも, 最低 100 名のドイツ国籍会員 (reichsdeutsche Mitglieder) を有する社団法人 (rechtsfähiger Verein) がその保証を引き受けたとき, すでになされたと思ふこととする。

この場合, 社団法人が保証する少数者学校常勤教員 (男女 [複数]) 数が, 社団法人会員の 5 % 以上に達するときは, それ以上の証明が求められるものとする。

§ 7. [カリキュラム, 授業言語 = ポーランド語]

授業の中で, ポーランド民族に関する知識を教育するのに欠かせないと判断される場合は, その範囲内において, ドイツの公立国民学校カリキュラムを逸脱することが許される。

授業言語は, ポーランド語がドイツ語に取って代わるものとする。

ドイツ語は, 教科として十分な時間数を取って教育しなければならない。

休暇は, 公立国民学校と同一でなければならない。

第3条 [上級学校, 国家資格]

§1. [上級学校]

ポーランド語を授業言語とし、国民学校以上の教育目的を有する私立 [上級] 学校を設立するに当たっては、その種の [上級] 私立学校設立一般と同一の諸規程が適用されるものとする。

[本令] 第2条 §2 から §6 の諸条項も、準用適用されるものとする。

§2. [国家資格]

国家資格が授与される諸試験 [アビトゥーア資格等] の承認認定は、それら少数者学校において十分なドイツ語教育が行われる限り、他の私立学校と同一の諸原則が適用されるものとする。

第4条 [教員再教育機関]

私立少数者諸学校教員を、少数者学校問題のさらなる特別課題へと導き入れ、これらの学校の教育に寄与する特別の才能を育成するために、ドイツ国に拠点をもつ団体、または個人のドイツ国籍者 (einzelne Reichsangehörige) により、独自の費用で、特別機関ないしは講習会 — 常設コース形態も含む — を設立し得るものとする。

だが、学校監督の観点からは、この種の機関への参加を少数者学校の校長 (男女)、教員 (男女) としての活動の前提、ないし条件として求めてはならない。

第5条 [国庫補助]

§1. [国民学校補助]

住民 20,000 人未満の 1 学校組合が、私立少数者国民学校に通学する就学義務児童が最低 40 名 のとき、また住民 20,000 人以上 50,000 人未満の 1 学校組合が、就学義務児童が最低 80 名 のとき、また住民 50,000 人以上 100,000 人未満の 1 学校組合が、就学義務児童が最低 120 名 のとき、また住民 100,000 人以上の 1 学校組合が、就学義務児童が最低 240 名 のとき、これらの私立国民学校維持に対して、国庫補助が保障されるものとする。

年度途中での生徒数の変動は、これを考慮しないものとする。

国庫補助は、通例、常勤教員 (男女) 俸給支給額の 60% とする。

国または学校組合が、少数者学校用に教室を無料で提供する場合には、教室賃料は現金補助の一部と見做することができるものとする。

本条諸規定の意味での学校組合としては、現存学校協会 (学校共同体) (Schulsozietäten <Schulgemeinden>) も含むものとする。

§ 2. [上級学校補助]

国民学校以上の教育目的を有する、私立 [上級] 少数者学校の補助に関しては、プロイセンの他の同種学校と同一の諸規程が、適用されるものとする。

§ 3. [公立学校教室使用の認可権限]

公立学校の教室を、私立少数者学校の授業に使用することを認めるかどうかは、学校監督当局の権限である。

第 6 条 [公立少数者国民学校]

§ 1. [公立少数者国民学校への転換]

私立少数者学校において、当校に通学する国民学校就学義務児童数が、本令第 5 条 § 1 に定める国庫補助受給の前提条件を過去 3 年間に亘って満たしかつ現在なお継続している場合には、国民学校就学義務を有し、当校に通学している児童の教育権者最低 40 名の申請に基き、当校を、ポーランド語を授業言語とする公立国民学校に転換することとする。

この国民学校の維持、教員採用、俸給支給に関しては、他のプロイセンの公立国民学校と同一の諸規程が準用されるものとする。

しかしながら、公立学校転換に反対する教育権者の数が、申請者の数よりも多数に達したときは、転換は行われてはならないものとする。

1934 年 4 月 1 日までは、1 学校組合内において、国民学校就学義務を有し当校通学児童の教育権者最低 40 名の申請に基き、ポーランド語を授業言語とする公立国民学校 [複数] を設立すること、または私立少数者国民学校 [複数] を公立校に転換することは、申請に定められている当該学校組合内の国民学校就学義務児童数が、学期開始時点において、全児童の最低 5% に達したときに行われるものとする。

本条諸規定の意味での学校組合としては、現存学校協会 (学校共同体) も含むものとする。

§ 2. [教員, 教科書要求]

当該学校へ教員を採用する前に、この学校の父母評議会に提案の機会が与えられるものとする; また同様に、特別教科書の採用前に、父母評議会に意見を聴くものとする。

§ 3. [ポーランド語教育, ポーランド語宗教教育]

ポーランド語の書き方, 読み方, 宗教教育の開設に関しては、現行の定めを適用するものとする。

第7条 [除外地域]

本令第1条から第6条の諸条項は、ジュネーブ協定発効地域には適用されない；なぜなら、オベルン県全体 [ドイツ領上シュレジエン州] には、ジュネーブ協定の諸規定に加えて、1918年12月31日文部省令 — UIII A 1420 — が施行されているからである。

ベルリン, 1928年12月31日

プロイセン内閣

[首相] ブラウン

[文相] ベッカー

[内相] グルツェジンスキ

プロイセン内務省令 I 15514/28

プロイセン文部省令 AIIIO 3662/28.1.

(出典：Zentralblatt für die gesamte Unterrichts-Verwaltung in Preußen, Jahrgang 71, H. 3, Berlin: Weidmannsche Buchhandlung, 1929. 2. 5, S. 39-40. [] は小峰補足。)

「上シュレジエンに関する [独・ポ] ジュネーブ協定」 (1922.5.15) [抄]
(Genfer Konvention vom 15. Mai 1922 über Oberschlesien)

目 次 [Junckerstorff による]

[前文]

第一部 一般規定 (ポーランド法の効力) [第 1-24 条]

[第二部 国籍と居所] [第 25-63 条]

第三部 少数者 (Minderheit) の保護 一般規定 : 協定の有効期間, 義務の性格
[第 64-158 条]

第 款 [第 64-72 条] 協定の構成部分としての同盟および連合国とポーランドとの間の
国際的少数者 (Minderheit) 保護条約 [ポーランド条約] の基本的諸規定 [訳出]

第 款 [第 73-146 条]

第一章 一般規定 [訳出]

第 73 条 1. 基本法としての義務の性格
2. 裁判所の権限と行政当局

第 74 条 [国内] 少数民族 (Nationalität) の自由告白権 (das Recht der freien
Bekanntnisses) の保障

第二章 市民権, 公民権

第 75 条 1. 法の下での平等
2. 少数者所属者 (Minderheitsangehörige) 差別処遇の禁止

第 76 条 公民権行使の保障

第 77 条 公務員採用

第 78 条 結社, 集会権の保障

第 79 条 固有語での出版・裁判の権利

第 80 条 職務遂行に際しての平等処遇

第 81 条 文化自由の保障

第 82 条 居住権者の法的地位

第 83 条 個人保護の保障

第三章 宗教

第 84 条 国家と宗教団体との関係

第 85 条 宗教自由の保障

第 86-96 条 宗教団体の法的地位

第四章 教育 [第97-133条]

[訳出]

第一節 私教育

第97条 概念

第98条 教育機関

第99条 言語

第100条 教員

第101条 私立学校就学の保障

第102条 国の監督権

第103条 私教育，公教育

第104条 私立専門・継続教育，私立中間・中等教育

第二節 公立国民学校教育

第105条 概念ならびに種類

第106条 教育機関

第107条 少数者語教育，少数者宗教教育

(Minderheitssprach- und Minderheitsreligionsunterricht)

第108条 閉校

第109-110条 学校維持

第111条 学校委員会（組織）

第112条 学校委員会（権限）

第113条 教員（言語能力，養成，資格）

第114条 経過規定

第三節 専門教育，継続教育

第115条 専門学校，継続学校の法的地位

第四節 中間学校，中等学校

第116条 序論

第117条 概念ならびに種類

第118条 教育機関

第119条 地域的収容特例

第120条 国立，公立学校との同格

第121条 本節諸規定充足の場合の国家当局の義務

第122条 閉校

第123-124条 教員

第 125 条 学校委員会

第 126 条 学費

第 127 条 試験言語

第 128 条 少数者私立学校 (Minderheitsprivatschule) における国家資格の授与

第 129-130 条 公資金補助

第五節 共同規定

第 131 条 児童の言語決定に際して [国内] 少数民族の自由告白権 (das Recht des freien Bekenntnisses der Nationalität) の保障

第 132 条 授業言語としての少数者言語 (Minderheitssprache) の概念

第 133 条 授業における国民的, 宗教的感情の配慮規定

第五章 言語 [第 134-146 条]

第 134 条 言語使用の自由の保障 [訳出]

第 款 [第 147-158 条] 訴願と上訴 [大要]

第 147 条 国際連盟理事会による訴願処理

第 148 条 少数者局 (Minderheitsamt) の設置と目的

第 149-158 条 訴願採用の手続き

[第四部 社会問題] [第 159-215 条]

[第五部 経済問題] [第 216-561 条]

第六部 混合委員会と上シュレジエン仲裁裁判所 [第 562-606 条]

第 款 [第 562-576 条] 機構 [大要]

第 562-563 条 本部, 構成

第 564-568 条 混合委員会委員長, 仲裁裁判所裁判長とその権限

第 569 条 国家代表

第 570 条 公用語

第 款 [第 577-606 条] 訴訟手続, 権限 [大要]

第一章 混合委員会

第 577-585 条 訴訟手続, 権限

第二章 仲裁裁判所

第 587-595 条 訴訟手続, 権限

第三章 混合委員会, 仲裁裁判所に関する共同規定

第 596-605 条 訴訟手続法に関する原則ならびに規定

第 606 条 終末規定
最終議定書

[部分・訳出]

第三部 少数者の保護 一般規定：協定の有効期間、義務の性格

第 款 [第 64-72 条 協定の構成部分としての同盟および連合国とポーランドとの間の国際的少数者保護条約の基本的諸規定]

第 64 条 [ポーランド条約遵守]

ポーランド政府は、住民投票地域のポーランド帰属部分に適用される 1919 年 6 月 28 日条約 [ポーランド条約] の諸規定に従うものとする。

第 65 条 [(= 1919.6.28 の少数者条約 [ポーランド条約] 第 1 条) ポーランド条約と国内法]

ポーランドは、第 66-68 条の諸規定を根本法として承認し、これに反するないしは矛盾するいかなる法律、命令、職務行為が生ずることなく、また、これに反するいかなる法律、命令、職務行為も、効力を求めることのないよう努める義務を負う。

第 66 条 [(= [ポーランド条約] 第 2 条) 住民の自由。信条、宗教、世界観の保護]

1. ポーランド政府は、すべての住民に、出生 (Geburt)、国籍 (Staatsangehörigkeit)、言語 (Sprache)、民族 (Volkstum)、宗教の差異に関わらず、彼らの生活と自由の最大範囲に亘る保護を保障する義務を負う。
2. ポーランドのすべての住民は、その活動が公序良俗に反しないかぎり、あらゆる信条 (Bekenntnisse)、宗教ないし世界観を、私的ならびに公的に自由に行使する権利をもつものとする。

第 67 条 [(= [ポーランド条約] 第 7 条) 少数者人権、信条自由、民族語使用の自由]

1. すべてのポーランド国籍者 (alle polnischen Staatsangehörigen) は、法の前に平等で、民族、言語、または宗教の差異に関わらず、平等の市民権ならびに公民権を享受するものとする。
2. 宗教、世界観 (Weltanschauung)、または信条の差異が、ポーランド国籍者に対し、いかなる市民権ないし公民権の享受を妨げることがあってはならない。取り分け、公務員採用、職務遂行、栄典授与、ないし各種職業ならびに産業遂行においてである。

3. ポーランド国籍者の何人も、個人的ないし経済的關係において、宗教、報道、各種出版の領域において、かつまた公的集会において、何らかの方法で、自身の愛好する言語の自由な使用を制限されてはならない。
4. 国家語ならびに官庁用語を決定するポーランド政府の権利に抵触することなく、裁判において、外国語を話すポーランド国籍者が、彼らの言語を口頭ないし書面で使用できるよう、適切な便宜を保障しなければならない。

第 68 条 [(= [ポーランド条約] 第 8 条) 少数者の平等処遇]

民族的、言語的、ないし宗教的少数者に所属するポーランド国籍者 (die polnischen Staatsangehörigen, die zu einer völkischen, religiösen oder sprachlichen Minderheit gehören = ドイツ系少数者等) は、他のポーランド国籍者と平等の処遇、法的、實際的安全を享受するものとする。彼らは取り分け、自分たちの費用で、福祉的、宗教的、ないし社会的施設、学校ならびにその他の教育機関を、設立・運営・監督し、その中で彼らの言語を自由に使用し、彼らの宗教を自由に行使する平等の権利を有するものとする。

第 69 条 [(= [ポーランド条約] 第 9 条 1, 2) 固有語授業、教育・宗教・福祉への公費支出]

1. 公教育の分野で、ポーランド政府は、外国語を話すポーランド国籍者 (fremdsprachige polnische Staatsangehörige = ドイツ系少数者等) が相当程度居住する都市及び地方においては、適切な便宜を講じ、これらポーランド国籍児童に対し、下級学校にあっては授業が彼らの固有言語で行われるようにすべきものとする。この規定は、ポーランド政府が、これらの学校においてポーランド語を必修科目とすることを排除するものではない。
2. ポーランド国籍を有する民族的、宗教的、または言語的少数者が相当程度居住する都市及び地方においては、これら少数者のために、教育、宗教、または福祉目的に支出される国費、地方費、または他の予算の、正当割合金額の享受と配分とが保障されるべきである。

第 70 条 [(= [ポーランド条約] 第 10 条) ユダヤ人学校の監督、ヘブライ語]

ユダヤ人共同体により任命された地区学校委員会は、国家の一般的監督の下で、第 69 条に基づきユダヤ人学校 [複数] に割当てられた金額の相応なる配分、また、これら学校の設立および運営を行うことが保障されるものとする。学校内の言語使用に関する第 69 条の定めは、これらの学校に適用されるものとする。

第 71 条 [(= [ポーランド条約] 第 11 条) 安息日の尊重、土曜選挙の禁止]

1. ユダヤ人は、その安息日の侵害を招くいかなる行為もなすことを強制されず、また彼らが、

安息日に法廷出廷拒否また他のあらゆる法務拒否を行うことにより、無能力状態に置かれることがあってはならない。しかし本規定は、兵役、国防または公の秩序維持に必要な目的のために、他のすべてのポーランド市民に課せられている義務から、ユダヤ人を除外するものではない。

2. ポーランドは、国政選挙と地方選挙とを問わず、これを土曜日に行うよう命じた許可することを控える意志を表明 (déclarer) し、また、選挙ないし他の目的のための登録が、土曜日に実施されることのないようにするものである。

第72条 [(=[ポーランド条約] 第12条) 少数者問題は国際連盟管理下。紛争解決、常設国際司法裁判所]

1. ポーランドは、人種的、宗教的ないし言語的少数者に所属する人々に関わる前記諸条 (Artikel) の諸規定につき、これらの諸規定は国際的利益を有する義務の基礎であり、そのため国際連盟の保障の下に置かれるべきことに同意する。これらの諸規定は、国際連盟理事会多数の同意をもってのみ変更されうる。それゆえアメリカ合衆国、英帝国、フランス、イタリア、および日本は、国際連盟理事会多数により適法に同意されたならば、これら諸条の変更を拒否しないものとする。
2. ポーランドは、国際連盟理事会の全構成員は、これら諸義務の侵害ないし侵害の危険に対し理事会に警告を発しうること、また、これに基き理事会は、状況に適切有効と考えられるあらゆる種類の対処、指示を行うものであることを承認する。
3. ポーランドはさらに、これら諸条から発する法律的ないし実際の問題に関して、ポーランド政府と同盟および連合国のいずれか一国、および国際連盟理事会のいずれかとの間のいかなる意見相違も、国際連盟規約第14条に定める国際的性格の紛争とみなすことを承認する。したがってポーランド政府は、この種のいかなる紛争も、もし、他方の側が要求するならば、常設国際司法裁判所に付託することを承認する。常設国際司法裁判所の決定は、最終の判断とし、規約第13条に定める裁定と同様の効力と価値とをもつものとする。

第 款 [前文 本款の位置]

住民投票地域の両側部分の少数者保護を、真性の相同性原則 (Gegenseitigkeit) で確立するため、また、体制移行から発生する特殊事情を考慮するがために、協定締約国双方は、15年の期間、第一款諸規定に抵触することなく、[本款に掲げる] 以下につき同意した。

本款は、第65-72条の内容物を詳説したものに他ならず、これにより、少数者保護全体を見通したものである。

第一章 一般規定

第 73 条 [ポーランド・ドイツ政府の義務, 裁判所の行政審査権]

1. ポーランドとドイツは, 第 66, 67, 68 条の諸条項を根本法として承認し, これに反する
ないしは矛盾するいかなる法律, 命令, 職務行為も生ずることなく, また, これに反する
いかなる法律, 命令, 職務行為も効力を求めることのないよう努める義務を負う。
2. 行政裁判所・軍事裁判所・特別裁判所を含むあらゆる種類の裁判所は, これら法律, 命令,
職務行為が, 本協定第三部の諸条項にどれほど合致しているか審査する権利を有する。

第 74 条 [少数者所属の審査禁止, (民族自由表明主義 [?])]

民族的, 言語的, ないし宗教的少数者 (völkische, religiöse oder sprachliche Minderheit)
に所属することを, 当局が追試したり, 否認したりしてはならない。

第二章 市民権, 公民権 [略]

第三章 宗 教 [略]

第四章 教 育

第一節 私教育

第 97 条 [私教育の概念]

本章の意味での私教育の概念に入るのは, 私立学校ならびに私立の教育機関 — 民衆大学や音
楽学校等のような。それらが, 公立学校に代替しうるか否かは顧慮しない —, および学校形式
によらない, ないしは家庭的な私教育である。

第 98 条 [私立学校]

1. 自らの費用で, 私立学校・私立教育機関を設立, 経営, 監督, 維持して私教育を施すこと
は, 少数者に所属する国籍者 (Staatsangehörige, die zu einer Minderheit gehören) に
許されるものとする; また, もし, 以下の条件, すなわち子どもの安全につき定められた
諸条件を充足すると共に, 教員ないし教育者がその教育権限に対して指定された条件を満
たし, 授業の行われる国土に居住して, その職業を国家敵対活動に誤用しないとの条件が
定められているのならば, その条件下に認められるものとする。

2. 非学校的な私教育 — その人生遍歴において、道徳的瑕疵のない家庭教師や教育者、または親によって行われる私教育 — を行うことは、認められるものとする。
3. 第1, 第2項で述べた私教育が、必要であるか否かの問題は考慮しないものとする。

第99条 [国家語の教育]

1. 言語的少数者 (sprachliche Minderheit) の私立学校、私教育に対しては、授業言語としての国家語は、強制されないものとする。
2. 私立学校に、国家語が教科として用意されなくてはならないのは、その私立学校が、同じ種類の公立学校の代替物として機能するときだけとする。

第100条 [教員資格]

1. 両国の一方の当局が、教員試験証明により公立学校教員就任能力を証し得たならば、どの者も、それは私立学校の教育を行う学問能力と見做される。学校外の私教育、ないしは、規則的学科課程によらない科目を行う私立学校教育に対しては、両国の一方の管轄当局が、この人物の私教育能力証明を行うだけで十分である。
2. 外国人教員を、私立学校授業に任用する場合の特別規定は、少数者私立学校が、特にその国出身の教員に格別の必要がある場合に適用するものとする。

第101条 [少数者就学権]

住民投票の、ドイツ帰属地域の私立学校ないし私立教育機関への就学は、そこに居住するポーランド国籍者を排除してはならず、住民投票の、ポーランド帰属地域の私立学校ないし私立教育機関への就学もまた、そこに居住するドイツ国籍者を排除してはならない。

第102条 [国家の学校監督]

国家当局の学校監督権が、少数者に認められた私立学校監督権によって、侵害されるものではない。

第103条 [就学義務]

1. 私教育、特に私立の学校的ないし家庭教育で十分にその教育が配慮されるならば、少数者子弟は、公立学校就学を義務づけられない。
2. 家庭教育ないし私立教育を、公立教育の十分な代替物と見做すかどうかは、文教当局がこれを決定する。

第 104 条 [私立専門・継続教育]

私立専門教育，継続教育の特別条項は第 115 条に，私立中間教育，中等教育のそれは，第 128-130 条に定める。

第二節 公立国民学校教育

第 105 条 [少数者国民学校，少数者授業]

§ 1.

本章の意味での国民学校とは，継続教育機関を除外して，児童に定められた教育が他の方法によってでは配慮されないとき，児童が通わなければならない学校のことを謂う。

§ 2.

公立国民学校教育分野での少数者の要求に対しては，以下の少数者教育機関によって，配慮するものとする；

- a) 少数者言語を授業言語とする国民学校 (少数者学校 Minderheitsschulen)
- b) 国家語国民学校に設置された，少数者言語を授業言語とする国民学校クラス (少数者学級 Minderheitsklassen)
- c) 少数者授業 (Minderheitsunterricht)，つまり
 1. 少数者言語による読み書き授業 (少数者語教育 Minderheitssprachunterricht)
 2. 少数者言語による宗教授業 (少数者宗教教育 Minderheitsreligionsunterricht)

第 106 条 [少数者学校の設置]

§ 1.

1. 少数者児童が就学年齢にあり，国民学校就学が定められていて，彼らが同一学校組合 (Schulverband) に所属するとき，これら言語的少数者に所属する国籍所有児童 (Kinder) 最低 40 名の教育権者が支持する 1 国籍所有者提案に基づいて，1 少数者学校 (Minderheitsschule) が設立されるものとする。
2. これら児童の最低 40 名が，同一の宗派ないし宗教に所属するとき，提案に基づいて，彼らにふさわしい宗派ないし宗教的性格を備えた 1 少数者学校を設立するものとする。
3. 事情により，1 少数者学校の設立が適当でない場合は，少なくとも，少数者学級 [複数] を設立するものとする。

§ 2.

第 1 項 1, 2 に述べた提案には，可及的速やかに — 但しそれが新学年開始最低 9 ヶ月前に提出された場合であるが —，提案に続く新学期開始に向け対応するものとする。

第107条 [少数者語教育, 少数者宗教教育の人数]

1. 1 国籍所有者提案が, 言語的少数者に所属する国籍所有国民学校生徒 (Schüler) 最低 18 名の教育権者に支持されたとき, これら生徒のために, 速やかに少数者語教育が行われるものとする。
2. これら生徒の最低 12 名が, 同一宗派ないし同一宗教に属するとき, 提案に基いて, 彼らは少数者宗教教育を受けるものとする。

第108条 [少数者学校の閉鎖]

§ 1.

1. 少数者教育機関の生徒数が, 3 年間連続して設立基準数を下回った場合においてだけ, これを廃止することができる。
2. もし, 当該年度中の生徒数が, 予定した最低数の半数を常時下回った場合には, 1 年度経過の後でも廃校を命じられ得るものとする。

§ 2.

少数者教育機関が廃校になったとき, それを, 私立教育機関として継続することは, 少数者の自由である。事情が許すところでは, 教室, 教材, 教具は, 引き続き少数者が使用できるものとする。

第109条 [学校監督, 維持]

§ 1.

少数者教育機関は, 他の公立国民学校と同一の法律原則に従って維持される。所轄の国家当局は, 監督の立場から, その教育機関の維持につき配慮しなければならない。

§ 2.

1. 公立国民学校の維持義務は, 国家参画の下で, 市民的自治体 (領主農場区) の責任である。いくつかの自治体 (領主農場区) が, 学校維持の目的で, 連合学校組合 (Gesamt-schulverbände) を構成することは可能である。
国は, 学校経費につき, 分担金ないし補助金の供与, または学校維持の一部を直接引受けることによって, これに参加しなければならない。
2. 少数者教育機関の教員給与は, 必要な代用教員経費も含め, 一般的にはその被義務者 [市民的自治体] の責任とする。

第110条 [経費負担]

§ 1.

1. 一般行政経費ならびに補助経費を除外して, 学校組合が国民学校運営のために使用しうる

費用に関しては、少数者教育機関に対しても、児童数応分割合額を出費しなければならない。

特別の教育需要（学校の組織再編・拡充，大規模建築等）のために，学校組合から資金が出費される場合には，学校監督の立場から，少数者教育機関に不利が生じないよう配慮するものとする。

2. 何を一般行政経費と見做すかは，問題事案に即して，国家教育当局がこれを決定する。

§ 2.

国，または学校組合に所属しない他の公共団体が広く保障している資金は，他の国民学校に対するのと同様に，少数者教育機関にも支出するものとする。もし，交付方法が行政当局の自由裁量に任されている基金支出が問題となる場合，基金支出は，他の国民学校に適用されているのと同等の条件で，少数者教育機関にも保障されるものとする。

第 111 条 [学校委員会]

1. 教育行政へ参加するために，各少数者学校，少数者学級に 1 学校委員会 (Schulkommission) を編成する。この委員会メンバーの半数以上は，少数者学校，少数者学級生徒の教育権者により，選出されるものとする。
2. 1 学校組合内に同一宗派・宗教に属するいくつかの少数者学校がある場合，それらに対して，1 合同学校委員会 (eine gemeinsame Schulkommission) を設立することが可能である。
3. 1 学校組合内に，その少数者の諸学校だけが存在する場合は，学校委員会の編成は省略できる。この場合，学校理事会 (Schulvorstand) または教育委員会 (Schuldeputation) が，同時に学校委員会の課題も引受けるものとする。

第 112 条 [学校委員会の権限]

1. 学校委員会は，適切な方法で，少数者学校の内的・外的運営に携わるものとする。取り分け，学校ならびにその施設の外部状態の保全は，同委員会に委ねられるものとする。
2. 少数者教育機関に定められている資金の出費に当たっては，学校委員会に協力を委ねるものとする。
3. 教員任用前に，学校委員会には，国家教育当局に所属する権限に抵触することなく，任用される人物につき希望を表明する (äußern; exprimer) 機会が十分に与えられるものとする。学校理事会ないし教育委員会は，決定的共働を行うものではない。国家教育当局が，学校委員会の希望に添えないとき，通常は求めに応じ，国家教育当局は学校委員会に自らの決定理由を伝えるべきである。

第113条 [少数者学校の教員]

少数者教育機関に十分な数の教員を用意するために、協定締約国は、次の方策を履行するものとする。

1. 少数者学校には、原則として、児童と同様少数者に所属し、少数者言語を完全に駆使できる教員だけを任用するものとする。
少数者学校に任用されている、または任用される予定であるが、少数者言語がまだ求められる水準に達していない教員のために、言語講座 (Sprachkurse) を設置するものとする。
2. 当該国で発効している諸規定に従い、将来の教員に一般的学術的養成を行うために、少数者言語を授業言語とする [師範] 学校を必要な数だけ設立するものとする。
3. 協定締約国一方の、公立国民学校教員としての任用資格は、住民投票地域の他方に所属する国の、少数者教育任用資格を満たすものとする。公立国民学校への任用には、国籍の取得が求められなければならない。

第114条 [経過規定 — 両国の義務、ド国・ポーランド語学校設立、ポ国・ドイツ語教育継続]

1. ドイツ政府は、住民投票地域のドイツ帰属部分で、1922/23年度内に、本章の想定する少数者教育機関を創出するため、必要な諸方策を取るものとする。
2. ポーランド政府は、住民投票地域のポーランド帰属部分で、ドイツ人児童になされているドイツ語による授業が、本章の想定する少数者教育機関が行う範囲で、教育行政上の困難がこれを妨げぬ限り、中断されぬよう配慮するものとする。【注】

【注】

1922.5.15のジュネーブ協定第114条2項叙述に関する
[ポーランド国] シロンスク県知事命令 (1922.8.21)

少数者学校におけるドイツ人児童の授業中断を来さぬため、本官は、1922.5.15の「ポーランド・ドイツジュネーブ協定」第114条2項の執行のため、以下の如く定める：

1. 1922/23年度開始時に、[ポーランド国] シロンスク県上シロンスク部分のすべての国民学校で、ドイツ人児童数を確定する。もし、この児童数が、ジュネーブ協定第106、10 [107] 条規定を満たしているならば [40名、18名 — 小峰]、これら児童は、ドイツ語での授業を引き続き受けることとする。但し、本授業に関し、上記協定諸条に述べられた範囲においてであるが。
2. 郡学務委員会 (Kreisschulräte) が、児童数に対応し、かつ学校理事会 (Schulvorstand) ないし教育委員会 (Deputation) との合意に基づいて、ポーランド人ないしドイツ人児童を収容すべき校舎ないし教室を決定する。
3. 協定第106、107条に基く教育機関 [少数者学校、少数者語教育、少数者宗教教育] の編成に関しては、特別規程を設けることとする。

シロンスク県知事
(署名) J. リマー

第三節 専門教育, 継続教育

第 115 条 [専門学校, 継続学校の法的地位]

少数者所属者のための公立専門学校, 継続学校の設置は, 協定締約国に義務づけられてはいない。しかし, もし, 少数者所属者が十分な私立専門教育, 継続教育を受けたならば, 彼らは, これに対応する公立専門学校, 継続学校への就学義務は免除される。

第四節 中間学校, 中等学校

第 116 条 [両政府の特段の義務]

1. 言語的少数者の中間学校・中等学校分野の要求が, 住民投票地域の特殊状況に鑑み, 移行期間の間に特別の方法で解決されなければならないことを考慮して, 協定締約国両政府には, その可能なる全方策によって, 第 117 条から第 130 条の諸原則が, 権限をもつ公権力に受容されるよう努めることが義務づけられるものとする。
2. この諸権力が案件を整理し終えるまで, 両政府には, [本節の] 以下の諸規定を適用することが義務づけられるものとする。

第 117 条 [中間・中等教育段階の少数者教育]

§ 1.

本章の意味での中間学校, 中等学校に該当するものとしては, 住民投票地域で, 現在国家高権移行期間中に有効な諸規定が定める, 全種類の中間・中等教育段階の学校, ならびに, それ以後導入される種類の同一段階の学校が挙げられる。

§ 2.

中間・中等教育分野での少数者要求に対しては, 以下の少数者教育機関で対応するものとする ;

- a) 少数者言語を授業言語とする, 中間・中等学校 (少数者学校 Minderheitsschulen)。
- b) 国家語公立学校に設置された, 少数者言語を授業言語とする並行クラス (少数者学級 Minderheitsklassen)
- c) 少数者授業 (Minderheitsunterricht), つまり
 1. 授業科目としての少数者言語授業 (少数者語教育 Minderheitssprachunterricht)
 2. 少数者言語による宗教授業 (少数者宗教教育 Minderheitsreligionsunterricht)

第118条 [教育機関]

§1.

1. 国立中等学校が現存するところでは、最低300名生徒の教育権者が支持した1申請に基づき、1国立中等少数者学校 (höhere staatliche Minderheitsschule) が設立されるものとする。
2. 国立中等学校において、少数者学級は、下級各4学年で最低30名の生徒の教育権者が支持した申請に基づき、上級各学年で最低20名の生徒の教育権者が支持した申請に基づき、これを設置するものとする。
3. 少数者語教育は、最低25名の生徒の教育権者が支持した申請に基づいてこれを実施するものとし、少数者宗教教育は、最低18名の生徒の教育権者が支持した申請に基づいてこれを実施するものとする。

§2.

申請支持権が認められるのは、住民投票地域に住み、現在中等学校に通学している、ないしは学籍登録している、言語的少数者で国籍保有生徒の教育権者とする。

第119条 [地域的収容特例]

1. 少数者学校は、そこに就学を検討している生徒の利益と合致するならば、他の場所に設置することも可能とする。
2. 独立校舎に少数者学校を設置するときは、少数者所属校長を特別に選任するものとする。もし、少数者学校が、国家語が授業言語である他の中等学校と空間的に同一である場合には、その外的運営を国家語校の校長に委ねてもよい；しかし、教育運営全般に関しては、少数者所属の校長を任命するものとする。

第120条 [公立中間・中等教育機関 (kommunale Einrichtung)]

同一段階の公立教育機関であれば、国立の少数者教育機関に代わりうるものとする。

第121条 [本節諸規定充足の場合の国家当局の義務]

1. 協定締約国双方の所轄国家当局は、公立中等学校が現存する市町村に、第118条、第119条に定める条件が充足された場合、同条に定める中等少数者教育機関を市町村に創設するため、その全影響力と権限とを行使する義務を負う。
2. 同様のことは、[少数者] 中間教育機関の条件についても当てはまる；つまり、その設立に、最低200名の生徒の教育権者の提案を必要とする少数者中間学校、ならびに最低35名の生徒の教育権者の提案を必要とする少数者 [中間] 学級についてである。

第 122 条 [閉校]

1. 少数者教育機関は、もし、その生徒数が、その後 3 年間連続して閉校時に想定した生徒数を少なくとも 20 パーセント下回ったときには、廃止してもよいものとする。
2. 一年間に生徒数が半数減少した場合には、その年度経過後でも、この少数者教育機関を廃止してよいものとする。

第 123 条 [少数者所属教員]

中間・中等段階の公立少数者学校、ならびに少数者学級での授業に関しては、原則として、少数者に所属し少数者言語を完全に駆使できる教員だけを任命するものとする。

第 124 条 [旧地方からの採用]

第 123 条に掲げられた原則を貫くために、協定締約国双方は、以下の条件の下で、[住民投票地域の] 他方で教育活動に従事している教員を引き継ぐ用意があることを表明する (erklären; déclarer) ;

- a) 引受け国の教職採用は、教職開始から 1936/37 年度終了までの期間の私的契約とする。但し、契約は、期間満了以前に、引受け国による場合は半年前に当該年度末をもって、教員による場合は 4 分の 1 年前に、いつでも解約告知し得るものとする。
- b) 引受け国は、それら教員に対して、少なくとも彼らが本国で要求しうるであろう最大額の給与を保証するものとする。
- c) 教員は、引受け国における国家公務員宣誓を行うよう義務づけられてはいない。しかし、彼らについては、書面により、引受け国に対し教員としての義務を誠実、忠実に果たす旨の表明 (erklären; déclarer) を求めうるものとする。
- d) 引受け国は、住民投票地域内において、教員を一の少数者学校から同一段階の別の少数者学校、ないし同一段階の別の少数者学級に、異動させる権限を持つものとする。
- e) 教員は、彼らの本国に対しては、教職活動を退職したものと見做され、恩給ならびに遺族援護の期待権をもつものとする。異国の教職活動を退く場合は、自力で、本国の教職活動に復帰するものとする。異国での教職活動は、その給与ならびに期待権に関し、本国での教職活動と見做されるものとする。

第 125 条 [学校委員会]

1. 特別の学校委員会 Schulausschuss (管理委員会 Kuratorium, 教育委員会 Deputation 等) が存在する場合には、少数者学校ないし少数者学級生徒の教育権者は、適切な方法で、この委員会に代表参加するものとする。

2. 公立学校の学校委員会は、学校活動の内的・外的運営に適切に関わるものとする。取り分け、学校ならびにその施設の外部状態の保全是、同委員会に任されるものとする。それに使用できる公資金の出費に際しては、学校委員会に相応の協力を委ねるものとする。

第126条 [学費]

公立中間・中等少数者学校就学にあたっては、国家語を授業語とする、同等の学校就学よりも高額の学費を徴収してはならない。少数者学級、少数者授業就学にあたっては、何等特別の学費を徴収してはならない。

第127条 [試験言語]

少数者学校、ならびに少数者学級における国家試験 [amtliche Prüfung = アビトゥーア試験等] は、少数者語で行われるものとする。

第128条 [少数者私立学校における国家資格の授与]

少数者私立学校での教育が、公立中間・中等学校の基準となっている要求を満たしたとき、この少数者私立学校は、中間・中等学校としての活動が承認され、その証明書、取り分け卒業証明書は、対応する公立学校と同一価値を持つものとする。

第129条 [公資金補助]

もし、一の少数者私立学校が、国家高権移行に伴って現存公立中間・中等学校と代替したならば、それらは、以下の条件の下に公資金補助の期待権をもつものとする；

- a) 教育活動から見込まれる収入では、必要不可欠な支出を賄えない場合。授業料収入の算定に際しては、少なくとも、同種の公立学校授業料水準を考慮するものとする。
- b) かつまた国籍保有生徒数が、少なくとも総計150名に達するか、または下級各4学年の平均が最低30名、その他学年が最低20名に達する場合。

第130条 [国庫補助，市町村補助]

§1.

1. 国庫補助は、同種ないし同段階の公立学校、または私立学校に保障されていると同一の原則によって、これを保障する。
2. 補助額算定にあたっては、公立学校と私立学校の財政負担の相違を考慮しうるものとする。

§2.

1. 市町村財源からの補助は、域内に私立学校をもつ自治体ないし自治体連合が、同一段階の

公立ないし私立学校に補助金を保障しているとき、または、学費収入では費用調達ができないか十分にはできない域内同一段階諸学校に費用補助を行っているときにのみ、保障されるものとする。

2. この補助の基準の一となるのが、生徒一人当たりの平均的補助金額、または費用補助額である。補助算定に当たっては、自治体ないし自治体連合に住む、国籍保有私立学校生徒だけを考慮するものとする。

§ 3.

3. しかしながら、国、自治体ないし自治体連合が、私立学校に収容している生徒数の一部を、当地の同等ないし同格の公立少数者学校、または同種ないし同段階の公立少数者学級に受け入れる意志を表明し (erklären; déclarer)、かつ現在その状況にある場合、私立学校補助額は、当該生徒数に対応する額だけ減額することとする。

第五節 共同規定

第 131 条 [児童の言語決定に際して [国内] 少数民族所属の自由表明 (Erklärung; déclaration) 権の保障 [?], 当局の干渉禁止]

1. 児童または生徒の言語が何であるかは、ただ、教育権者により口頭または文書で行われた表明 (Erklärung; déclaration) だけで決するものとする。この表明 (Erklärung; déclaration) が、文教当局によって再審査されたり否認されたりしてはならない。
2. かつまた文教当局は、少数者学校創設提案を撤回させることを目的として、提案者らに対していかなる影響力も行使してはならない。

第 132 条 [授業言語としての少数者言語の概念]

§ 1.

本章に謂う、授業言語および授業科目としての少数者言語は、正則文書ポーランド語、ないし正則文書ドイツ語とする。

§ 2.

本章の諸規定により、少数者言語が授業言語であるところでは、少数者言語が、全授業科目の授業言語におよぶものとする — 但し、すでに住民投票地域のポーランド帰属部分で、授業教科としてポーランド語が、ドイツ帰属部分で、授業教科としてドイツ語が導入されている場合には、これらの教科を除くものとする —。

§ 3.

本章の意味での少数者語教育 (Minderheitssprachunterricht) は、授業言語としての少数者

語の中でも、教えられるものとする。

第133条 [授業における国民的、宗教的感情の配慮規定]

1. 協定締約国双方は、住民投票地域のそれぞれの帰属部分の、全種類の学校の授業において、少数者の国民的、ないしは宗教的感情を傷つける、いかなる教科書、読本、ないしは実地教材も使用しない義務を負う。
2. かつまた協定締約国双方は、学校の授業において、生徒に対して不穏当なやり方で、他方の国民的、および文化的価値を貶めないように方策を講ずるものとする。

第五章 言語 [第134-146条]

第134条 [言語使用の自由の保障]

協定締約国双方は、少数者に所属する者が、彼らの個人的、経済的および社会的諸関係の中で、自由に彼らの言語を使用することを保障する。いかなる法律、命令も、この自由を侵害することは許されないものとする。

同様のことが、報道、全種類の出版、ならびに公的ないし私的集会における、言語の自由使用に対しても当てはまる。

第 款 [第147-158条] 訴願と上訴 [以下大要]

第147条 [連盟理事会]

- 国際連盟理事会、訴願を判定。 訴願者政府に送付 コメントし（コメントせず）理事会に戻す。

第148条 [少数者局]

- 少数者局。両政府は少数者局を設立する。

第149条 [訴願]

- 訴願。少数者は政府への訴願権をもつ。行政官庁を経由し 自国の少数者局へ。 混合委員会委員長へ。不十分な時は、連盟理事会へ上訴可能。

第150条 [少数者局]

- 訴願は少数者局へ。訴願状 (Eingabe) を3部作成。条件 = 最高行政官庁の異議申し入れ。

地方権限：地方監督官庁の異議。教育：学校監督官庁作成。住民投票地域外で官庁訴え：官庁の異議と共に。 条件満たさぬと却下。

第 151 条 [訴願長期]

- 不当に長期 検討要求できる。

第 152 条 [手続]

- 少数者局に訴願者不満 混合委員会委員長に「見解表明」(Stellungnahme) 督促可。少数者局 = 国家官庁を代表。

第 153 条 [混合委員会 Die Gemischte Kommission, La Commission mixte]

- 混合委員長 = 全情報収集権。混合委員長 訴願者, 少数者局に開陳可。吟味し聴聞。 少数者局に扱い方の方向明示。「見解表明」で完全解決も, 部分解決もあり。

第 154 条 [少数者局]

- 少数者局 関係局に混合委員長「見解表明」の方向示す。これに基き, 如何に処理するべきか。

第 155 条 [訴訟期間]

- 基準の訴訟期間は, 混合委員長が決定。

第 156 条 [非公開]

- 訴訟は非公開。混合委員長が決定 = 「見解表明」を訴願代表者に回答するか否か, いつ回答するか。「見解表明」を出版するか否か, いつ出版するか。

第 157 条 [連盟理事会]

- 少数者局に, 政府仲介で, 連盟理事会での訴願継続要請あったとき 連盟理事会へ。

第 158 条 [仲裁裁判所 Das Schiedsgericht, Le Tribunal arbitral]

- 協定解釈問題に関わる判断, 決定が求められる場合 関係者召喚の下で仲裁裁判所 (Schiedsgericht) 裁判長に委ねる。召喚 少数者に属する個人, 協定締約国他方が請求可。
- 仲裁裁判所裁判長の解釈 上シュレジエン案件に関わる理事会決議も基礎に置く。ドイツ法, ポーランド法が本協定諸規定と合致するか否かは吟味しない。

第六部 混合委員会と上シュレジエン仲裁裁判所

第 款 [第 562-576 条] 機構

第 562 条 [混合委員会]

- 本部：カトヴィッツ（ポーランド）
 - ・構成（5名）— 委員長（他国籍1）[カロンデール Calonder（スイス）、混合委員会委員長＝ジュネーブ協定策定交渉の議長であった]
ドイツ人（2）— 上シュレジエンに生まれた者、または関与深い者
ポーランド人（2）— 上シュレジエンに生まれた者、または関与深い者
- 混合委員会 本協定諸規定に則り決議する。

第 563 条 [仲裁裁判所]

- 本部：ボイティン（ドイツ）
 - ・構成（3名）— 裁判長（1，独ポ以外の他国籍）[ケーケンバーク（ベルギー）、交渉の法的問題を処理してきた]
ドイツ人裁判官（1）— 自国の裁判官又は行政裁判官資格保有。専任。
兼業は法職・学問職のみ可
ポーランド人裁判官（1）— 自国の裁判官又は行政裁判官資格保有。専任。兼業は法職・学問職のみ可
 - ・任期— 3年，再任可。
 - ・解任— 任期満了前に控訴裁判官と同様の理由，形式，官庁により解職可。
- 仲裁裁判官は独立。他の指示に拘束されず。決定は協定に則り，また現行法（協定に抵触しない限り）に則ってなされる。現行法との一致は，現行法が協定に明瞭に排除されていない場合にのみ検討可。

第 564 条 [選出]

- ドイツ，ポーランド両政府 共同で連盟理事会に混合委員会委員長，仲裁裁判所長任命を要請する。
- 混合委員会委員（2），仲裁裁判所裁判官（1）は両国が任命。

第 565 条 [発足]

- 混合委員会委員長，仲裁裁判所長 公式には，ドイツ政府全権，ポーランド政府全権の協

力によって発足。

公式には混合委員会委員長 混合委員を採用。仲裁裁判所長 裁判官を採用。

第 566 条 [代理要求]

- ドイツ、ポーランド政府 混合委員会委員長、仲裁裁判所長が、長期にわたる業務阻害のとき、連盟理事会に代理要求できる。両政府 その者が実際に代理者たりうることを確かめた後。
- 仲裁裁判所裁判官 1 名、混合委員会委員 1 名が業務阻害のとき、両政府 委員代理を指名する。
 - ・代理者 — 定められた資格を有し、専任勤務。兼業は法職・学問職のみ可、弁護士・職業法律顧問は不可。

第 567 条 [委員による業務代行]

- 混合委員会委員長、仲裁裁判所長が業務阻害のとき 混合委員会業務は、1 ドイツ人と 1 ポーランド人 2 名の委員で (各執務年初に政府指名)、仲裁裁判所業務は 2 名の裁判官で行う。

第 568 条 [官吏、補助者]

- 両委員会に必要な官吏、補助者 [ともに複数] 各委員長が任命。独ポ同数、両政府合意で。委員会の事務局長に、ドイツ人・ポーランド人は不可。
- 両委員長 業務規則を定め、官吏・補助者は委員長に服す。両委員会官吏・補助者 委員長に対し、誓約でなく握手で職務遂行意志表す。
- 各委員長 ポーランド人またはドイツ人の 1 官吏、1 補助者を、所属国政府に連絡した後、解雇しうる。
- 両委員会 自ら業務規則を定める。

第 569 条 [国家代表 (1 名)]

- 国家代表 = 各政府が任命。国家利益を代表。混合委員会、仲裁裁判所で国家を代表して主張。両政府 指名を両委員会委員長に行政文書で通告。解職のとき 新国家代表が、同様に執務に入るまで旧代表が有効。
- 国家代表に必要な報告官 [複数]、助手 [複数] が付く。彼らに一般的ないし特定業務を委託可。

第576条 [公用語]

- 混合委員会，仲裁裁判所の言語は次の通り。
- 討論用語
 - ・委員長は自国語で可。その他の官吏の公用語 — ドイツ語またはポーランド語。
 - ・説明，提案，決定，判決 — ドイツ語またはポーランド語に翻訳。非官吏の人間 — ドイツ語またはポーランド語で議論に加わりうる。両語のいずれも知らぬ者は不可。
 - ・翻訳 — 1委員長，1委員（混合委員会または仲裁裁判所裁判官の），必要なら1通訳によって行われる。
 - ・議事録 — ドイツ語とポーランド語。
- 内部語
 - ・内部語 — ドイツ語またはポーランド語で可。
 - ・通達，掲示 — ドイツ語とポーランド語。
 - ・両委員会の置かれている場所の国家公用語を第一とする。
 - 混合委員会 [カトヴィッツ] — ポーランド語
 - 仲裁裁判所 [ボイティン] — ドイツ語
- 外部語
 - ・訴願 — 混合委員会宛または仲裁裁判所宛訴願状は，ドイツ語またはポーランド語。回答 — 同語で。官庁への通知等 — ドイツ当局宛はドイツ語で，ポーランド当局宛はポーランド語で。

第 款 [第577-606条] 訴訟手続，権限

第一章 混合委員会

第577-585条 訴訟手続，権限

第577条 [混合委員会]

- 国家代表 — 請求で始動。文書訴願。訴願 指定の請求が必要。
- さらなる訴願要件。
 - ・ 事実記述
 - ・ 立証方法
 - ・ 依拠する協定条文
- 国家代表 — 請求撤回可（受理前）。受理後 相手国代表の承認で撤回可。

第 578 条 [訴願適格性吟味]

- 混合委員会委員長 — 訴願適格性吟味

混合委員会提出訴願が第 577 条要件を備えるか
権限ある人物により提出されたものか。

混合委員長 第 577 条要件 1, 2 項 (国家代表請求, 文書訴願) を備えぬとき却下しうる。
欠格修正期間を定め, それ以後は却下を命じうる。それ以外の第 577 条要件を備えぬ場合
訴願の瑕疵修正を命じうる。

- 受理のとき 混合委員長, 直ちに正副報告官を決定する。
 - ・ 正報告官 — 訴願国側
 - ・ 副報告官 — 被告国側

第 579 条 [受理後]

- 混合委員会 — 訴願の正当性を口頭議論で確定する 議論には, 両国代表と他の関係者を招く (関係者は両当事者から, ないしその招待が協定に定めあるとき) 。
- 弁論 — 非公開。はじめに正副報告官, 両当事者が弁論を行う。
- 関係者 — 弁論可。

第 580 条 [諮問]

- 混合委員会 — 訴願鑑定のため, 次の各機関に意見を求めうる。
 - ・ 仲裁裁判所
 - ・ 裁判所 [一般]
 - ・ 行政官庁
- 行政官庁 — この要請に応じるものとする。

第 581 条 [専門家鑑定]

- 混合委員会 — 訴訟のどの段階でも, 全会一致で, 技術的または算定的問題を, 1 ないし複数の専門家に質問しうる。
- 鑑定 混合委員会へ。混合委員会 鑑定が協定諸規定の法的錯誤に立脚していないか判定 (議論ぬきで) 。
- いかなる法的錯誤もなきとき 混合委員会は鑑定を確定。
そうでない場合 混合委員会は鑑定変更目的で差し戻し, ないし同鑑定を破棄し, 自力鑑定しうる。

第 582 条 [緊急解決策]

- 本協定は、2 国間、2 政府間での合意締結、協定諸規定の早期実施を念頭に置いている；相当なる期間をかけ、この遅滞が生じないように 混合委員会、緊急合意が必要不可欠なら、両国に調整を提起しうる（協定逸脱は留保し）。
- 提案 1 月以内に両国から異議なければ、双方受容。
- 提案受容 協定相当。両シュレジエンの官報で公刊する。
- 混合委員会の調整案 両国が合意不可欠で、混合委員会権限として同意あれば、上シュレジエン分割に発する他の問題にも調整を提起しうる。

第 583 条 [混合委員会権限]

- 本章以外の部分にも — 混合委員会権限定む。

第 584 条 [決定実施]

- 両政府 混合委員会決定に対応する措置を直ちに実施。
- 国家代表 混合委員会に、決定実施の最新情報を提供する。

第 585 条 [国家代表]

- 混合委員会委員長 協定相違あるとき、国家代表に注意を促しうる。
- 国家代表 政府に直ちに連絡。

第二章 仲裁裁判所

第 587-595 条 訴訟手続、権限

第 587 条 [仲裁裁判所]

- 両国の仲裁裁判所における代表者 — 弁護士または大学教授（私講師）
営業保護に関しては — 弁理士
他の代表者 — 仲裁裁判所規則で定める。
- 国が当事者のとき 国家代表が代弁。

第 588 条 [協定解釈問題]

- 上シュレジエン案件で判決、決定が本協定解釈に関わるとき 二審弁論終了まで、協定解釈問題を仲裁裁判所に提訴可。（上級審移送 Evokation）
- 上シュレジエン案件とは次のもの：

一審が住民投票地域内の

- ・全種類の裁判所 (行政裁判所含む), または行政官庁 (上級官庁の指揮拘束下でないもの) 係属の案件

一審が住民投票地域外の全種類の裁判所 (行政裁判所含む), または上級官庁の指揮拘束下でない行政官庁係属案件であるが,

- ・案件の発生が住民投票地域内で, これらの管轄が上記裁判所, 行政官庁である案件

● 裁判所または行政官庁が提訴拒否する場合 :

同所・庁が解釈問題判決・決定の係属を拒否したとき, または
協定規定による上送は容れられぬと判断したとき

● 提訴拒否しうる場合 :

- ・仲裁裁判所 すでに協定解釈問題に判断を下し, それを公刊済の場合, または, 明らかに遅延目的の提訴のとき

● 前項 2 規定の不当適用 両国州裁判所または州官庁により, 手続きの本質的瑕疵と見做される。

● 仲裁裁判所解釈 一般州裁判所, 行政官庁の判断を拘束する (協定に別の定めなきとき)。

第 589 条 [仲裁裁判所提訴]

- 裁判所または行政官庁 上シュレジエン案件で仲裁裁判所が管轄と考えたなら, 二審判決・決定前に仲裁裁判所に判断を託しうる。

国家代表の申請 案件は仲裁裁判所提訴とする [義務規定]。

- 仲裁裁判所が管轄と認めたとき 案件は上程状態で仲裁裁判所が引き継ぐ。

第 590 条 [管轄権]

- 仲裁裁判所の管轄権 州裁判所・行政当局管轄権に抵触するのは, 協定規定に定めあるときのみである。

- 仲裁裁判所管轄権 両当事者の合意で, 協定が定めた仲裁裁判管轄権範囲を拡大することはできない。

- 特定案件 両当事者の合意により, 仲裁裁判管轄権に代わり, 州裁判所・行政当局管轄権を定めうる。

第 591 条 [決定の適用範囲]

- 仲裁裁判所決定 両国で両当事者だけに, また, 決定の下された案件だけに適用。

- 仲裁裁判所による国籍決定 住民投票地域の当事者につき協定第二部ないし 588 条に基き,

仲裁裁判所が下した国家所属決定 絶対的確定力もつ。

第 592 条 [決定の拘束力]

- 基本的決定 仲裁裁判所がドイツ語、ポーランド語の法令集で出版。
- 一般裁判所、または行政官庁が、1 上シュレジエン案件で、公刊された決定を外れた希望あるとき 仲裁裁判所に理由を付し申請。仲裁裁判所の判決は、一般裁判所、行政官庁を拘束。

第 593 条 [決定履行]

- 仲裁裁判所決定 決定が実施される国の国家代表の提起により、必要な方策履行。実施方策は、当該国州当局の条件、形式、決定の範囲で。

第 594 条 [再審条件]

- 仲裁裁判所 手続き規則を作成し、再審条件を明示する。

第 595 条 [訴訟費用]

- 仲裁裁判 費用徴収可
- 経費無料 — [ドイツ] 国、邦、州財務行政、ならびにポーランド国、シロンスク県財務行政
- 業務規則 手数料、費用につき、額、種類等を明記する。
- 第 593 条の諸条項 [決定履行] 費用決定に関し、相応の適用を行う。

第三章 混合委員会、仲裁裁判所に関する共同規定

第 596-605 条 訴訟手続法に関する原則ならびに規定

第 596 条 [訴訟手続規則]

- 両委員会（混合委員会、仲裁裁判所） 第六部の諸原則、諸規定のもとに訴訟手続規則を自身で作成。
- 訴訟手続規則 両国法令集で公刊する。公刊の 14 日後に発効。
- 規則発効まで 両委員会が訴訟を規律する。
- 訴訟手続規則変更 上記同様適用。

第 597 条 [裁判所, 行政官庁による案件取組]

- 両委員会委員長 両委員会招集前に, 下記諸機関の案件取組状況を鑑定。
 - ・ 仲裁調停機関, 中間裁判所, 第一審地方裁判所または地方当局
- 疑義あるとき 委員長は申し立てを不受理。

第 598 条 [構成と決定]

- 第六部に別の定めなきとき 両委員会は全員参加。
- 決定 多数決。
- 両委員長の委員会議論準備と指揮の限界 — 手続規則, 業務規則に明示する。

第 599 条 [仮決定]

- 混合委員会, 仲裁裁判所 必要なとき仮決定可。特に, 早期方策が権利擁護, 損害回避に不可欠な場合。
- 仲裁裁判所仮決定 暫定処置, 現状保全の仮処置に留まる。

第 600 条 [旧ドイツ資産取得問題棚上げ]

- 混合委員会, 仲裁裁判所決定 ヴェルサイユ条約第 256 条 [ポーランド帰属地の旧ドイツ資産取得] 解釈に関わるとき, 訴訟停止。

第 601 条 [証拠収集]

- 混合委員会, 仲裁裁判所 証拠収集可。特に住民投票地域に住む証人, 専門家に宣誓尋問可。証人は自由通行権を得る。
- 宣誓 民事裁に準ずる。宣誓違反, 不正証言は協定締約国により罰せられる。自国官庁への違反行為も同様。
- 住民投票地域の証拠 混合委員会または仲裁裁判所が, 機関として, またはその中の委託者により, ないし国家代表によって収集しうる。
住民投票地域外の証拠 混合委員長または仲裁裁判所長が, 国家代表に命じて管轄当局から収集する [義務規定]。
- ドイツ, ポーランド州官庁 両委員会に無料で公務援助。費用と州官庁立替金は両委員会に貸方記帳。ただし州官庁の鑑定立替金 国際裁判所から費用支払い。

第 602 条 [罰則]

- 欠席, 不服従, 証言・宣誓拒否 裁判所構成法, 民事訴訟規則により処罰。

- 混合委員会または仲裁裁判所の要請で 当地の区裁判所が処罰。
- 罰金刑 国の権限。国が取り立て。

第 603 条 [告知]

- 混合委員会または仲裁裁判所に関わる告知，送達，召喚 混合委員長または仲裁裁判所長が国家代表に要請 実行。

第 604 条 [両委員会の管轄権]

- 両委員会 事務手続管轄権を吟味。
- 混合委員会が決定した管轄権 仲裁裁判所を拘束する。

第 605 条 [両委員会と国家官庁との権限]

- 混合委員会または仲裁裁判所と，国家官庁の権限をめくり対立が生じたとき 両委員会が国家官庁に優先する。
- 本決定の法的効力 国内裁判管轄問題と同様。

終末規定

第 606 条

1. 混合委員会，仲裁裁判所，本協定に定められた調停機関 国家高権移行後 15 年で終了。
 2. 混合委員会 この期間後，決定は行わない。
 3. 仲裁裁判所 係争問題を終わらせる。
 4. 決定の適用，実施 第 593 条の方式に準ずる。[決定 国家代表提起 州当局]
 5. 両委員会の財産清算 両政府が協議し，特別告知で定める。
- 本協定 速やかに批准。批准書をオベルン（ドイツ）で交換する。
 - 本協定 連合国上シュレジエン統治・住民投票委員会が，協定締約国双方にヴェルサイユ条約第 88 条付録第 6 条 1，2 項に定める施政引継通牒を届けてのち，速やかに発効する。
 - 両国全権 本協定に署名，封印。
 - 1922 年 5 月 15 日ジュネーブにて斯く成立 原本 3 部作成。うち各 1 部は協定締約国双方 [ドイツ，ポーランド] が保管，そして第 3 部は国際連盟事務局文書館で保管する。

最終議定書

上記協定署名に当たり、締約国双方は、以下につき合意する。

8. ドイツ政府は、ポーランド政府が、少数者教育機関の要請に応えられるよう十分な教員を国民学校に任官させるということを、信頼するむね表明する (sprechen; exprimer)。
ポーランド政府は、個別の事例の検討を条件として、求められる数の教員を任官させることを意図しているむね、表明する (erklären; déclarer)。
14. 締約国双方は、中間・中等学校関係に関する諸規定は、「相同性原則」(Gegenseitigkeit) の前提の下で、合意していることで一致している。
15. 本協定のいかなる規定も、第 65 条から第 72 条の諸規定 [= ポーランド条約諸規定] を、いささかも変更するものではない。

(出典 : Junckerstorff (1930); Kaeckenbeeck (1942))

解題

筆者は先に、第一次世界大戦後ドイツが新生ポーランドに領土割譲した旧ドイツ領上シュレジエンに「残留」したドイツ系少数者の教育をめぐる論考を発表した。

・小峰総一郎 「第一次世界大戦後ポーランド領シロンスクにおけるドイツ系少数者教育」
(『中京大学国際教養学部論叢』第3巻第1号, 2010年12月)

今回筆者は、上記論考に関わるいくつかの基本資料を紹介した。ここではそれらに関する解題を行いたいと思う。

1. シロンスクの人と文化

はじめにこの地域について概観しておきたい。

この地域とは、広義には「シュレジエン地方」(ドイツ名シュレジエン Schlesien, ポーランド名シロンスク Śląsk, 英語名シレジア Silesia) のことである。それは、旧ドイツ帝国の東南方に位置し、旧ドイツ領「上シュレジエン」と「下シュレジエン」、そしてオーストリア領の「チェコ・シュレジエン」から成っていた。「上シュレジエン」(Oberschlesien = シュレジエンの高地地方の意。現在はポーランド南西部。南方はチェコと接する。中心都市オベルン。これの東部3分の1が筆者が問題にする「ポーランド領高地シロンスク (Gorny Śląsk グルヌイ・シロンスク)」である) ; 「下シュレジエン」(Niederschlesien = シュレジエンの低地地方の意。中心都市プレスラウ。現在、ポーランド南西部) ; 「チェコ・シュレジエン」(現在チェコ共和国に属するごく一部の南部シュレジエン地方)。

この地は元々スラブ民族の地であった。それが中世になると、ドイツの「東方植民」の対象となり、ドイツ人は故郷(ドイツ中部, 西部)から遠く離れたこの地に入植して、主として農業を営んだ(ドイツの東方植民に関しては阿部謹也(1988)など参照)。近世には、ドイツ東部プロイセンのフリードリヒ大王がオーストリアからこの地を掠奪し、プロイセン本土とは異なる「開明的」な経済、教育政策を展開したことが知られている(梅根悟(1967))。

そして近代になると、ヨーロッパ随一の埋蔵量の石炭、また鉱物資源が注目を集め、この地方の経済的重要性が高まった。当地は第一次大戦後のヨーロッパにおいて重工業の4大拠点となるのである(濱口學(1992/3)参照)。

次に、この地の人と文化に関するいくつかのデータを見てみたい。

民族構成

上シュレジエンの民族構成について。第一次世界大戦までの約 100 年間の民族構成を、手元の文献から引用する。これは、ポーランド系住民に対するプロイセン = ドイツの言語政策を究明したグリュックの著書からの数字である (1828-1910)。

表 1. 上シュレジエンの民族人口 (1828-1910)

	1828	1831	1834	1837	1840	1843	1846	1849	1852
ドイツ人	255,383	257,853	266,399	290,168	330,099	348,094	364,175	350,829	363,990
ポーランド人	418,437	456,348	468,691	495,362	525,395	540,402	568,582	559,848	584,293
チェコ人	10,901		13,120	12,679	41,570	42,292	45,736	45,271	49,445
その他	9,527	15,844	9,776	9,184	8,946	8,863	8,825	9,901	7,381
合計 [小峰]	683,347	730,045	757,986	807,393	906,010	939,651	987,318	965,849	1,005,109

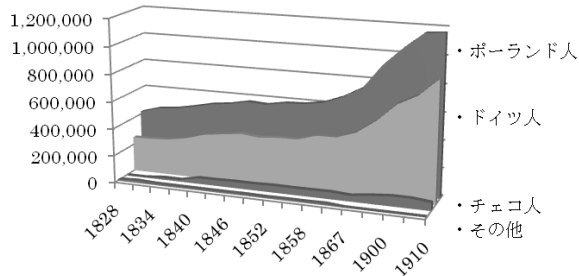
	1855	1858	1861	1867	1890	1900	1905	1910
ドイツ人	366,526	406,950	409,218	457,545	556,523	684,400	757,200	884,045
ポーランド人	590,248	612,849	665,865	742,153	918,728	1,048,213	1,158,805	1,169,340
チェコ人	48,270	49,037	51,187	41,611	59,234	71,463	71,436	57,347
その他	366,526	406,950	409,218	457,545	556,523	684,400	757,200	884,045
合計 [小峰]	590,248	612,849	665,865	742,153	918,728	1,048,213	1,158,805	1,169,340

(出所 : Glück, S. 435)

[Quellen: Boeckh 1869: 240f. und Keller 1926: 25, für die Jahre 1828-1867; Preuß. Statistik für die Jahre 1890-1910]

これをグラフ化すると次のようになる。

図 1. 上シュレジエンの民族人口 (1828-1910)



(出所 : 表 1 に基き小峰作成)

つまり、この地はたしかにドイツ人とポーランド人が共住する土地であるのだが、民族的に見たとき、上シュレジエンは当初からポーランド人が多数を占め、ドイツ人はその 6-8 割ほどを占める少数者であったということである。

なお、「民族」について補足すると、住民調査において「民族」は、基本的に住民が使用する日常の「母語」が何であるかによって判定されていた。1861 調査においては「家族語」。住民調査においては、多くの場合、ドイツ人民衆学校（小学校）教員が調査員であった。彼らは東方の「ゲルマン化」を担う国家官吏であり、教育現場というゲルマン化の最前線に立つ存在であった。ポーランド人、チェコ人等のスラブ民族を蔑視するこれら調査員の前で、住民はスラブ語を「母語」と答え、自らを「ポーランド人」、「チェコ人」と民族表明できたかどうか。その言語調査がどれほど「中立性」を保ち得たかどうか疑問があるという。（細田信輔（2006/12）参照。）

ともあれ、数の上では少数の「ドイツ人」が、支配者として社会的に上層を占め、官吏・公務員・専門職など教養市民層を構成し、また、経営者、工場主、農場主としてポーランド人を雇用し、支配していたのである。

民族の地域的分布を紹介すると、次の通りである（主たる民族分布、1895 年）。これは、上シュレジエン・下シュレジエンを合したシュレジエン全体のものである。東部の上シュレジエンに行くほどポーランド人比率が高くなっている。

図 2. 上・下シュレジエンの主たる民族分布（1895）



（出所： <http://www.tr62.de/karten/Schlesien-national.html>）

文化、宗教

シュレジエンでは長い間にポーランド人とドイツ人との混交がすすんだ。しかし、下シュレジエンが殆どドイツ語ドイツ文化の地域となったのに対して、上シュレジエン（グルヌィ・シロンスク）は、スラブ民族性とポーランド文化を残していた。言語も、ワルシャワ地方の標準ポーランド語とは異なる Wasserpolnisch（水源ポーランド語）であった。そのため、ポーランド再興後も、この地域のポーランド人の間ではワルシャワとは距離をおく分離主義運動が起こっている。シロンスクの保有する資源が中央ポーランドに奪われることへの警戒感も要因の一つとなって、シロンスクはドイツからの領土割譲後、「自治県」であった。

宗教的には、次図に見られるように、圧倒的多数がカトリック教徒であった。

図3. 上・下シュレジエンのカトリック住民比 (1905)



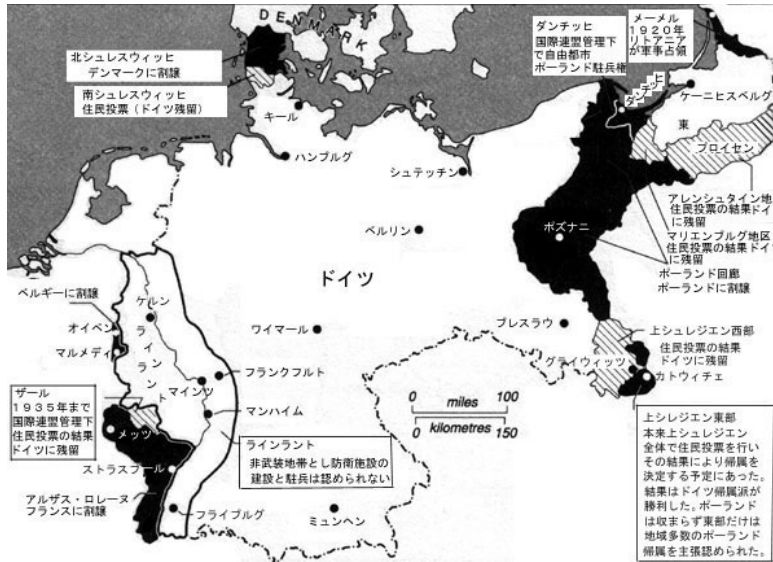
(出所 : <http://www.tr62.de/karten/Schlesien-kath.html>)

2. 上シュレジエン分割と「ジュネーブ協定」

そして第一次世界大戦後。大戦敗北によって、ドイツは最終的に上シュレジエンの東部 3 分の 1 を新生ポーランドに割譲するのである。本来ヴェルサイユ条約 (1919 年) では、上シュレジエン全体で住民投票を行い、その結果によって、上シュレジエン全体をポーランドとするかドイツとするかを決定すると定めていた。

(ヴェルサイユ条約以前、ポーランドはシュレジエン全体がポーランドに帰属すべきだと主張していた。「住民投票による上シュレジエンの帰属決定」をヴェルサイユ条約に持ち込んだのは、ポーランドを支援するフランスを警戒したイギリス首相ロイド・ジョージの戦略であった。上記濱口學 (1992/3) 参照)

図4. ドイツの分割



(出所：別宮暖朗 <http://www3.kiwi-us.com/ingle/honbun/league%20of%20nations.html>)

1921年3月20日に上シュレジエンで住民投票が実施され、ドイツ帰属票が約6割を占めた。

(住民投票の際、この地に現住しない者の「帰還投票」が認められていたため、独が双方、特にドイツ人側で相当数の「帰還投票」が存在した)。

しかし、この結果に反発したポーランド側の「第三次シレジア蜂起」(5月2日)とこれに対するドイツ側の武力鎮圧という事態を受け、国際連盟は10月10日、ジュネーブの国際連盟日本事務所において開催された秘密理事会で、住民投票結果に対応し鉞工業三角地帯を含む上シュレジエンの東部3分の1をポーランド領とするという上シュレジエン分割線を決定したのである。このとき、日本代表・石井菊次郎が果たした役割は(濱口学(1993/3)参照)、その後、独が学校紛争の解決方式の簡素化に尽力した安達峰一郎の貢献と共に、大いに注目されてよい。

旧ドイツ領の上シュレジエンを分断して新生「ポーランド」が「復興」された。分断された2つの上シュレジエンに、相当数の「異国民」が少数者として残された。国際連盟は、これら国内少数者の保護を「国際的影響力」の下で保障するために「上シュレジエンに関する[独・ポ]ジュネーブ協定」(1922.5.15)を締結させた(15年間有効)。「ジュネーブ協定」は、ヴェルサイユ条約・ポーランド条約(1919)で謳われた「少数者保護」原則を、経済・社会・教育等にわたり具体的詳細に定めたのである。

3. 上シュレジエン学校紛争

上シュレジエン学校紛争は、以上のような背景の下に出現するのである。古くはポーランドであった土地に、近世、近代にかけてドイツ人が「ドイツ教育」を展開して、ポーランド人とポーランド文化を「ドイツ化」した。それが第一次世界大戦後、当地は新生ポーランドとなり、今度はポーランド人が、強固だったドイツ教育を「脱ドイツ化」して「ポーランド教育」を築こうとしている。そのような状況の中、ドイツ本土に脱出せず当地に残留した「ドイツ人」は、財産・経営維持への不安、迫害や暴行、雇用の狭隘化の中で、ドイツ人社会の横の繋がりを強化して行く以外に自己保存の道はなかった。基盤はまことに危うい。彼らは、ドイツ語ドイツ文化の教育の「継続」を図ろうとしたが、児童はこれまでのように現下の学校に通学することはできない。彼らの今まで通っていた学校はポーランド学校に再編されていたからである。すなわちポーランド人教師によるポーランド語の学校になっていたのである。そのため彼らは、「ジュネーブ協定」に則り、学区（学校組合）内 40 名以上の父母を募って新たにドイツ系少数者学校を設置申請しなければならなくなった。

「少数者児童が就学年齢にあり、国民学校就学が定められていて、彼らが同一学校組合 (Schulverband) に所属するとき、これら言語的少数者に所属する国籍所有児童最低 40 名の教育権者が支持する 1 国籍所有者提案に基いて、1 少数者学校 (Minderheitsschule) が設立されるものとする。」(「ジュネーブ協定」第 106 条 § 1. 1)

しかし、これに対してポーランド教育当局は、積年のドイツ支配に対する反発もあり、「ジュネーブ協定」解釈、申請条件、書類審査において殊更に厳格な対処をして彼らのドイツ人学校設置申請を阻んだ (Schickane = 職権濫用 [嫌がらせ])。特に 1926 年には、かつての「シレジア蜂起英雄」グラジュインスキ県知事の登場によってドイツ系少数者の学籍登録が大量に排除され (7,000 人余)、これを不当とするドイツ人訴願が、最終的にドイツ国の提訴により国際司法裁判所で争われたのは先の論考で述べた通りである (ドイツ側敗訴)。

「ジュネーブ協定」では、行政当局の行政処理に異論のある場合は、ホスト国の少数者局に訴えてその改善を求める訴願権 (pétition) が認められており、協定発効後、特にドイツ人の側からの提訴になる上シュレジエン学校紛争が多数発生するのである。いま、上シュレジエン学校紛争を年表に整理すると次のようになる。

表2. 上シュレジエン学校紛争略年表 (1919-1937)

年月日	事 項
1919. 6. 28	●ヴェルサイユ条約 ●ポーランド条約
1921. 3. 20	●上シュレジエン住民投票。ドイツ帰属派多数 5.2 ポーランド人蜂起・ドイツ人による武力制圧 10.10 国際連盟秘密理事会, 上シュレ分割線合意 10.20 連盟理事会, 分割を正式決定。移行措置を大使会議決議 (日本代表・石井菊次郎)
1922. 5. 15	●上シュレジエンに関するジュネーブ協定。相互に少数民族の権利を規定。6.3 発効。6.15 東部上シュレジエン, ポーランド復帰。混合委員会 (委員長・元スイス大統領カロンデル), 仲裁裁判所 (裁判長・ケーケンベーク)
	<ul style="list-style-type: none"> ●以後学校紛争頻発 (1922-1937 の間) <li style="padding-left: 20px;">・ドイツ人の対ポーランド訴願合計 (12,226 件) <li style="padding-left: 20px;">・ポーランド人の対ドイツ訴願合計 (522 件)
1926. 5 12. 15	<ul style="list-style-type: none"> ●ポーランド, 上シュレジエンでドイツ人児童 8,500 人以上がドイツ系少数者学校へ学籍登録。直後に一般アンケート調査・母語調査 7,114 登録不可 5,205... 「少数者」ではないと判定 (上シュレジエン就学義務児童の約 1/4) ●「シュレジエンドイツ人民族同盟」, ポ国 (少数者局) へ訴え ●混合委員会委員長・元スイス大統領カロンデルの見解 ジュネーブ協定第 131 条, 74 条により, ドイツ語が理解できぬ児童にも <ul style="list-style-type: none"> a. ドイツ語を授業言語として選択可 b. ドイツ系少数者学校入学可 「[ドイツ系] 父母の申請を審査することは認められない」
1927. 1. 13 6.; 9. 12.31	<ul style="list-style-type: none"> ●ポ国シロンスク県知事反対論 「混合委員会委員長表明は受け容れ難い」 ●「ドイツ人同盟」, 国際連盟に訴え 委員会での議論 (1927.3/8, 3/12, 12/8) にドイツ側主張顧みられず。法判断行わず, 言語テスト実施を指示 (A) 二重言語児童, (B) 親の出頭しなかった児童 — スイス人教育家マウラー (Maurer) による言語テスト実施を指示 カロンデル委員長, これに基く入校判断を正当とする 「ドイツ人同盟」代表はこの指示には同意。しかし本件に添わぬ, と留保付す ●言語テスト。その後, この試験の監視を任された報告官ウルルティア (Urrutia) 「来年の入校に際しても言語テストを行う」と表明 ●ドイツ政府, 常設国際司法裁判所へ提訴
1928. 4. 26 12. 31	<ul style="list-style-type: none"> ●常設国際司法裁判所判決 — ドイツ敗訴。民族所属は「主観意志」に基くのではなく, 「事実状況」(言語等 — 客観基準) に基く。ドイツ系少数者学校の自由な選択は不可。ただし民族所属の「表明」自体は自由。主観基準を部分的に認める。当局の再審査不可 ●ポーランド系少数者令 ●改正デンマーク系少数者令
1929. 3. 5/4.6 5.11 5.18	<ul style="list-style-type: none"> ●パリ会談 (議長: 安達峰一郎大使, パリ) (学校入学問題除き) 訴願処理簡素化へ合意 ポーランド, 安達宛感謝書状 ドイツ, 感謝書状
1937. 5. 15 11. 5	<ul style="list-style-type: none"> ●上シュレジエンに関するジュネーブ協定満了 ●独ボ少数民族宣言 (1937. 11. 5)

(Bruns, Junckerstorff, Recke 等に基き小峰作成)

その際シロンスク県初代知事 J. リマーは、1922 年 8 月のシロンスク教育令で「母語」規定を定め、ドイツ系少数者学校入学にはドイツ語を「母語」とすることが条件だとした。これはドイツ系児童の入学制限を図ったものである。長い間の民族的混交のため、シロンスクの多くの「ドイツ人」は、日常語はポーランド語、または独ポ両語使用であり、「正則ドイツ語」を運用できぬ者も少なくない。そのため、すでに「ジュネーブ協定」発効直後から母語条項による学籍登録却下事件が頻発していたのである。

しかし、訴願増大の理由はそれだけではなかった。シロンスクの残留ドイツ人は、ドイツ人団体を結成してそこに組織されていたのであるが、その中の代表的組織「ドイツ民族同盟」(Deutscher Volksbund) が、学校闘争を民族闘争の最重要課題に掲げたからであった。彼らは、学校紛争を梃子として少数者運動を展開し、その先に東部国境の再修正を目指したのである。そのすさまじい「学校闘争」を一覧すると次のようである。

表 3. ドイツ人訴願数・ポーランド人訴願数 (1922-1937)

ドイツ人訴願数 (1922-1937)					ポーランド人訴願数 (1922-1937)	
年	訴願 (Pétition) 小計	混合委員長に付託された訴願		少数者局で解決した訴願	ド国少数者局への訴願	混合委員長に付託された訴願
		ポ国少数者局の統計	混合委員長の統計			
1922	54	9	2	45	-	1
1923	1,071	557	45	514	103	4
1924	514	43	38	471	40	31
1925	769	27	44	742	28	26
1926	4,601	594	47	4,007	41	40
1927	928	593	93	335	23	16
1928	682	543	171	139	42	35
1929	575	559	225	16	20	17
1930	297	199	98	98	19	21
1931	213	54	49	159	データなし	19
1932	238	63	75	175	"	16
1933	372	231	186	141	"	74
1934	642	197	196	445	"	71
1935	695	179	163	516	"	71
1936	508	149	148	359	"	65
1937	67	42	33	25	"	15
合計	12,226	4,039	1,613	8,187		522

(Korowicz, S. 109, 114)

この学校紛争を支援することは、シロンスク・ドイツ人にとって「ドイツ民族同盟」からの「踏み絵」であったのだが、それと同時に、シロンスクのドイツ人はドイツ本国からも資金援助を受けていた。ベルリンの東方援助組織「ドイツ基金 (Deutsche Stiftung)」は、ドイツ外務省と密接な連絡をとってポーランドのドイツ人を支援した。シロンスクのドイツ人が学校紛争を激しく展開することは、国際世論にポーランドのドイツ系住民圧迫を強く印象づけるものであって、彼らはそれを梃子として東方国境の再修正に結びつけようとしたのである。(これにはドイツの国際連盟加盟 (1926.9.8) も大きな要因となっている。)

「ここで注目すべきは、これら住民に対する資金援助の狙いの一つが、ポーランドからのドイツ系住民のドイツへの流出を防ぐ点にあったことである。つまり、彼らがポーランドに留まることは、ひいてはドイツにとって東部国境修正の要求を強化することにつながると考えられた。」(川手圭一 (2006))

このような状況であるので、シロンスクのドイツ系少数者教育をめぐるのは、単に少数者教育権をめぐる問題のみならず、ドイツ東方国境をめぐる国際政治、また欧州経済を視野に入れながら総合的に検討することが求められる。またその視座に関しても、ドイツの側からのみならず、ポーランドの側からも、また国際連盟の側からの判断も含めて複眼的にこれを検討する必要がある。しかし、それらに踏み込んで問題を解明することは筆者には到底不可能であるので、筆者は、それらを意識して本問題をできるだけ総合的に考えることができるよう、以下何回かにわたって資料紹介を行いたいと思う。

そこで今回取り上げるのは、「ポーランド系少数者学校令」(1928.12.31)と「ジュネーブ協定」(1922.5.15)である。

資料 「ポーランド系少数者学校令」(1928.12.31)

本令(本稿では「ポーランド系少数者学校令」と表現)は、第一次世界大戦後にドイツ=プロイセンが、邦内のポーランド系少数民族の教育権を定めたもの。これは、第二次世界大戦後、ドイツ=シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州のデンマーク系少数者が、州政府に対して少数者権を主張した際に拠り所とした民族の自己決定原理(自由表明主義=「主観基準」,「主観原理」Das subjektive Prinzip)の起点をなすものである。彼らは、州政府との交渉において、第一次世界大戦後の「改正デンマーク系少数者教育令」(1928.12.31)に盛られた「主観基準」に基づいて、自分たちはドイツ人ではなくデンマーク人であると主張し、同州シュレスヴィヒ部分のデンマーク「復帰」と国内少数民族の権利を求めたのだった。

(デンマーク系少数者教育問題については、小峰 (2006/7) ; 同 (2007) 参照。そこに「客観基準」客観理論 (objektive Theorie) に基く旧令の「デンマーク系少数者教育令」(内務省令 1926.2.9) と「主観基準」に基く「改正デンマーク系少数者教育令」を訳出しておいた。)

「改正デンマーク系少数者教育令」は、実は、同日制定された「ポーランド系少数者学校令」(1928.12.31) を準用するとしているので、プロイセンの少数者政策は「ポーランド系少数者学校令」の成立経緯の中にこそ求められなくてはならないと考えて、筆者は先の論考を執筆したのである。

「ポーランド令」(略記) は、プロイセン一般のポーランド系少数者に適用されたものである(独領上シュレジエン [旧上シュレジエンの残余 3分の2のドイツ残留部分] には「ジュネーブ協定」(1922.5.15) が適用された)。「ポーランド令」は、まずはじめに民族の自己決定(主観基準)を謳い(第1条1)、その表明を当局が疑ったり再審査したりすることを禁じている(第1条2)。そして、少数者学校に子どもを学籍登録することは、自らがポーランド人であることを表明したとみなされるとする(同項)。少数者教育施設は、私立国民学校(小学校)を基本とし、これを学校組合が維持・管理する(第2条)。学校組合方式は、元来人口粗なるプロイセン東部の伝統的な農村学校維持方式であった。これが、人口稠密な地域では、公立学校に転換しうる(第6条1項)。上級学校の設置も可能である(第3条)。授業はポーランド語で行われるが、ドイツ国のカリキュラムを基本とする(第7条)。したがって、ドイツ語の授業を欠くことはできない。その教員は十分なポーランド語能力が求められる(第2条)。また、少数者学校に対して60%の国庫補助を定め、主として教員給与に充てる(第5条)。

これらが「ポーランド系少数者学校令」の大要である。民族所属は「主観基準」に基くとし、その表明を当局が疑って、何らかの客観指標(言語テストのような)で再判定することを禁じている。また、民族の自由表明のみならず、子どもを少数者学校に登録することは、彼らが少数者であること(すなわち「ポーランド人」であること)の表明を意味するとしている。これらの点には画期的な意味がある。このことは、上シュレジエン学校紛争において、ポーランド当局が学籍登録に際して「母語」を明記させ、「ポーランド語を母語とする」ドイツ系住民は「ドイツ人ではない」と「判定」して、彼らのドイツ系少数者学校就学を排除したこととは対極に位置する民族判定である。

しかし、ポーランド系子弟に対しては、ポーランド語で授業を行うとしているが、少数者学校のカリキュラムは、基本的にドイツの公立学校カリキュラムと定めている。したがってドイツ語は十分な時間をかけて行うことが義務づけられている。つまり、ポーランド系児童に対して、特別に「国語としてのポーランド語」の授業時間を設け、ポーランドの歴史や文化を詳しく扱うことは、可能ではあるが、必ずしも推奨されているわけではない。

やはり、ホスト国がゲストに一定の文化的アイデンティティーを認めたもの、という評価にな

らざるを得ないであろう。もちろん、このような法令が出されたこと自体、プロイセンの従来の同化主義的教育とは対極に位置するものである。筆者は今後、本令の成立経緯を他の言語令とも比較して調べてみたいと思っている。

資料 「ジュネーブ協定」(1922.5.15) (抄)

「ポーランド令」から時間的には遡るが、次に「ジュネーブ協定」(1922.5.15) (抄) を紹介する。

旧ドイツ領の上シュレジエンを分断して新生「ポーランド」が「復興」された(ドイツ領「上シュレジエン州」とポーランド領「シロンスク県」)。分断された2つの上シュレジエンに、相当数の「異国民」が少数者として残された。国際連盟は、これら国内少数者の保護を「国際的影響力」の下で保障するために「上シュレジエンに関する[独・ポ]ジュネーブ協定」(1922.5.15)を締結させた(15年間有効)。「ジュネーブ協定」は、「ヴェルサイユ条約」・「ポーランド条約」(共に1919.6.28)で謳われた「少数者保護」原則を、経済・社会・教育等にわたり具体的詳細に定めた。いま、ここにポーランド条約との簡単な対照を述べると次のようになる。

表4. ポーランド条約(1919.6.28)とジュネーブ協定(1922.5.1)との関係

ポーランド条約 (1919.6.28)	内 容	ジュネーブ協定 (1922.5.15)
1 条	・ポーランド政府(ドイツ政府)の義務	65 条
2 条	・少数者権, 国籍言語差別なし, 信条の自由	66 条
3 条	・属地主義, 見做し「ポーランド人」, 外国籍者国外退去	25 条
4 条	・定住者子弟 = 見做し「ポーランド人」, 国籍離脱自由, ドイツ国籍可	26 条
5 条	・国籍選択尊重	33 条
6 条	・出生地主義	26 条
7 条	・少数者人権, 信条自由, 民族語使用の自由	67 条
8 条	・平等処遇, 少数者学校設立運営権, 民族語教育権	68 条
9 条	・民族語教育の便宜, 財政保障, ドイツ系住民(1914.8.1)	69 条
10 条	・ユダヤ人学校	70 条
11 条	・安息日尊重, 土曜選挙禁止	71 条
12 条	・保護機構 = 国際連盟理事会, 国際司法裁	72 条

(参考: 外務省訳「波蘭國二關スル條約(1919年6月28日)」 [= ポーランド条約])

少数者問題を研究する際に「ジュネーブ協定」を欠くことはできない。特にその教育条項は、シロンスクの少数者教育を考える際に必須の資料であるが、その邦訳は管見のかぎり未見である。(戦前の資料に外務省の参考訳があるかとも思われるが、今のところ見出せていない。)そこで、参照用の習作のつもりで筆者の拙い訳を紹介したいと思う。全文は606条にわたるので到底

全訳は行い得ず、第四章 教育 [第 97-133 条] を中心に逐語訳を行った。それ以外で少数者教育に関わるところは要約とした。つまりここに掲載したのは少数者教育関係だけである。

テキストは Junckerstorff (1930) に収められたドイツ語版を基本とし、必要に応じて同書および Kaeckenbeeck (1942) のフランス語版、また、同書に付された英語摘要も参照した(「ジュネーブ協定」はフランス語が正文である)。そのほか若干補足を付した ([] で表示)。

ユンカーシュトルフのテキストについて付言すると、彼の資料は比較的公平ではある(この地域のドイツ系住民は、第一次世界大戦後にシレジア追放、第二次世界大戦後にはポーランド追放を体験している。したがって、ドイツ人によってその後書かれた著作には、一方的にポーランド側を断罪する叙述も散見される)。しかし、いくつか問題も見られる。まず第一に、「ジュネーブ協定」はドイツ・ポーランドの二国間協定であり、独ポ双方に少数者保護義務を課しているのだが、条文テキストはポーランド側の義務だけを掲載している。これは資料としては公平を欠くので、第四章に限りドイツ側の義務も補った。(条文自体が省略されているところもあり、必要に応じて補った。) 第二に、目次の表現にもあるように、ユンカーシュトルフは、協定にドイツ側有利の解釈を施していると判断せざるを得ない(特に、民族所属の自由告白主義をめぐって)。そこで訳文では、全体の構成を知るのに有益なので、彼の目次をまず訳出し、しかし本文条文にはそれとは若干異なる私の要約タイトルを付した(元々条文にタイトルはない)。なお、Minderheit は「少数者」と訳し Nationalität は「[国内] 少数民族」と訳し分けた。

先行研究、濱口學「国際連盟と上部シレジア定境紛争」(1993/3) から筆者は、国際政治における上シュレジエン問題、「ジュネーブ協定」の存在とその意義を知らされた。氏の一連の研究に心から感謝する。また、プロイセンの教育行政システムに関しては、遠藤孝夫『近代ドイツ公教育体制の再編過程』(創文社、1996) に教えられた。謝意を表したい(但し、拙訳の訳語は必ずしもすべて同書と同じという訳ではない)。

【文献】

1. Bruns, Carl Georg: "Das Urteil des Ständigen Internationalen Gerichtshofes im Oberschlesischen Schulstreit und das allgemeine Minderheitenrecht". In: Nation und Staat, Jg. 1, H. 10, Wien, 1928
2. Glück, Helmut: Die preußisch-polnische Sprachenpolitik. Hamburg, 1979
3. Junckerstorff, Kurt: Das Schulrecht der deutschen Minderheiten in Polnisch-Oberschlesien nach dem Genfer Abkommen. Berlin, 1930
4. Kaeckenbeeck, Georges: The international Experiment of Upper Silesia: a study in the working of the Upper Silesian Settlement 1922-1937. London, 1942
5. Korowicz, Marc: Une expérience de droit international: la protection des minorités de Haute-Silesie. Paris, 1946
6. Recke, Walter: Die historisch-politischen Grundlagen der Genfer Konvention vom 15. Mai 1922. Marburg, 1969

7. 阿部謹也『ハーメルンの笛吹き男——伝説とその世界』ちくま文庫 1988
8. 梅根悟『近代国家と民衆教育——プロイセン民衆教育政策史——』誠文堂新光社 1967
9. 遠藤孝夫『近代ドイツ公教育体制の再編過程』創文社 1996
10. 川手圭一「第一次大戦後ドイツの東部国境と『マイノリティ問題』」『近現代史研究会会報』第58号(2006)
11. 小峰総一郎「第一次世界大戦後ポーランド領シロンスクにおけるドイツ系少数者教育」『中京大学国際教養学部論叢』第3巻第1号(2010/12)
12. ——『ドイツの中の《デンマーク人》』学文社 2007
13. ——「ニュダールとデンマーク系少数者教育問題」『中京大学教養論叢』第47巻第1号(2006/7)
14. 濱口學「国際連盟と上部シレジア定境紛争」『國學院大學紀要』第31巻(1993/3)
15. ——「上部シレジア定境紛争(1921)の射程」『國學院法政論叢』第13輯(1992/3)
16. 細田信輔「カシューブ人の歴史と地域主義(リージョナリズム)():ドイツとポーランドのはざまで」『龍谷大学経済学論集』第46巻第3号(2006/12)
17. 『波蘭國二關スル條約』(1919年6月28日,外務省訳 [=ポーランド条約])

*

なお、筆者の前稿裏表紙欧文タイトルに誤植があった。正しくは次の通りである。お詫びして訂正したい。

Die deutschen Minderheitsschulen in Śląsk (Polnisch-Oberschlesien) nach dem Ersten Weltkrieg.

(2011.3.28)